

事 務 連 絡

平成23年3月13日

建設業団体等の長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

緊急通行車両等確認証明書等の迅速な発行手続きについて（通知）

平成23年3月13日付「東北地方太平洋沖地震に係る災害対応対策への協力について」にて、建設機械、資機材の調達や人員の確保などについて、協力要請を行ったところです。

これに関連して、本日、別添のとおり、警察庁交通局交通規制課長に対して、『当該建設業関係団体や関係企業より、政府、地方公共団体又はライフライン事業者等の依頼による被災地域への災害応急対応のため、緊急通行車両等確認の申請が行われた場合には、迅速な対応をいただけるよう』依頼したので通知します。

本件依頼については、警察庁から各警察関係機関へ周知徹底されているところです。

なお、警察署への緊急運行車両等確認申請の際には、次の書類を運転者が携行し、警察署に提示するようお願いいたします。

- ①被災地域の政府機関、地方公共団体又はライフライン事業者等と貴団体又は当該企業との防災協定等の写し
- 又は ②被災地域の政府機関、地方公共団体又はライフライン事業者等から貴団体又は当該企業に対する依頼文書の写し

国総建第297号
平成23年3月13日

警察庁交通局交通規制課長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

緊急通行車両等確認証明書等の迅速な発行手続きについて（依頼）

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対応のため、昨日、別紙のとおり、担当局長より建設業関係団体に対して、建設機械、資機材の調達や人員の確保などについて、協力要請を行ったところです。

つきましては、当該建設業関係団体や関係企業より、政府、地方公共団体又はライフライン事業者等の依頼による被災地域への災害応急対応のため、緊急通行車両等確認の申請が行われた場合には、迅速な対応をいただけるようお願いいたします。

なお、被災地域への災害応急対応を行う建設企業に対しては、

①被災地域の政府機関、地方公共団体又はライフライン事業者等と所属業界団体又は当該企業との防災協定等の写し

又は ②被災地域の政府機関、地方公共団体又はライフライン事業者等から所属業界団体又は当該企業に対する依頼文書の写し

を運転者が携行し、警察署への緊急通行車両等確認申請の際に警察署に提示するよう伝えております。